

特定非営利活動法人 北海道森林ボランティア協会 定款

2022 年(令和4年) 5 月 9 日 改定

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、森林の保護・育成及びそれに関連する事業を行い、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 北海道森林ボランティア協会と称する。

第3条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第4条 (事業)

この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表三、七、十一、十三号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①森林施業実施(採種、育苗、地拵え、植林、下刈り、除伐・間伐)
- ②森林経営及びコンサルタント受託(各種森林調査、森林施業計画、森林経営計画、樹木葬)
- ③愛林精神啓蒙活動(セミナー開催、児童及び青少年指導、学校林育成、図書の刊行)
- ④前各号の事業に附帯する事

(2) その他の事業

- ①森林生産物の販売(苗、除伐・間伐材、副産物)
 - ②バイオマス及びクリーンエネルギーの啓蒙と普及
 - ③物品の販売
 - ④役務の提供
 - ⑤会員相互の交流に係る事業
2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人

(2) 賛助会員 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する法人及び任意の団体 個人会員 この法人の目的に賛同して加入し、活動を支援する個人

2. 正会員のうち、入会後満20年以上を経過し、かつ80歳を超えたものは、個人の承諾と総会の議決を経た推薦を受けて名誉会員とすることができる。

第6条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

3. 理事長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 1年を超えて会費を滞納し、督促しても正当な理由がなく納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員等）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上
 - (2) 監事 2名以上
2. 理事のうち、理事長1名、専務理事1名及び常務理事若干名を置くこととする。
3. この法人に幹事を置く。
4. 理事会は、ボランティア活動の日常的運営のために幹事会を設け、幹事を委嘱することができる。幹事の定数および活動内容は毎年初頭に理事会が定める。

第13条（役員の選任）

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、2年を経過しても後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された総会の終結のときまでとする。
3. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められると
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第18条（役員の報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第19条（顧問等）

この法人には、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者または本法人に功労があったもののうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
4. 第15条1項の規定は、顧問について準用する。

第20条（事務局）

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第21条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画、事業報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) 幹事の任命及び幹事会の運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

第25条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。
3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第27条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第29条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第30条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあつてはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第31条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第32条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第33条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第34条（会計及び活動決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第35条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第36条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第37条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第38条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

第39条（公告）

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第31条の10第1項および第31条の12第1項の公告は官報に掲載して行う。

第40条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めた下記役員名簿の通りとし、その任期は、2005年3月31日までとする。

記

理事	横山	清
理事	柴野	直行
理事	作田	和幸
理事	河村	征治
理事	酒井	和彦
理事	湊	克之
理事	高野	豊
理事	加治	豊實
理事	鎌田	俊美
理事	芝	恵三
監事	伊東	孝
監事	須田	清勝
監事	柴田	久子

3. この会の当初の会費は、正会員、賛助会員の個人及び学生会員は加入金1000円、年会費1000円である。正会員の法人及び任意の団体は加入金5000円、年会費5000円である。法人格認証後は理事会において別に定める。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2005年3月31日までとする。
6. この改正定款は2022年5月9日制定・第20回通常総会で承認、2022年7月14日から適用する。